平成２２年（フ）第２４０号
山口県下松市望町３丁目１番33号
債務者　久保　善照
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１号
山口県周南市築港町12番１―103号、前住所山口県下松市旗岡２丁目６番２―302号
債務者　江﨑　　龍
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第３号
山口県周南市城ヶ丘３丁目４番18号　かとれあハウス103号、前住所山口県下松市美里町１丁目６番19号
債務者　柏木　長弘
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第３６５８号
神奈川県藤沢市辻堂神台２丁目７番７号　アドウニス湘南Ｃ―201
債務者　山口　勝義
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６５９号
神奈川県藤沢市辻堂神台２丁目７番７号　アドウニス湘南Ｃ―201
債務者　山口　友加
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６７１号
神奈川県鎌倉市鎌倉山３丁目16番24号
債務者　辻井　　修
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７９７号
横浜市港北区菊名５丁目13番12号　アパートメント５　203号室
債務者　綱嶋　義人
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８号
横浜市泉区新橋町1042番地２　ヨコヤマハイツ102号室
債務者　片桐　勝太
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５８号
横浜市中区小港町１丁目１番地２　ビューコート小港８号棟401号室
債務者　金子　道枝
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７６１号
静岡県磐田市天龍468番地１
債務者　鈴木弘友紀
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４１１号
東京都町田市木曽東４丁目11―イ２―107
債務者　大江　弘子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４２号
東京都江東区東砂２丁目13―21―507
債務者　重村　寿美
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８１号
東京都北区田端２丁目12―３
債務者　安井　節子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９２号
東京都三鷹市井口１丁目11―14―101
債務者　山本　寿彦
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９７号
神奈川県横浜市中区本牧宮原11―２―112
債務者　那田るみ子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９８号
千葉県松戸市五香西２丁目25―５―202
債務者　宮嶋　　享
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部